

船舶事故調査報告書

平成31年4月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 被引浮体搭乗者負傷 |
| 発生日時 | 平成30年7月22日 13時15分ごろ |
| 発生場所 | 香川県小豆島町藤崎南西方沖 福田港北1号防波堤灯台から真方位359° 1,620m付近 （概位 北緯34° 33.5′ 東経134° 20.9′） |
| 事故の概要 | 水上オートバイBEAM JET IIは、浮体をえい航しながら遊走中、浮体から搭乗者が落水して負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 水上オートバイ BEAM JET II、0.1トン 271-37824岡山、株式会社ビーム 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75.0kW、平成23年6月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年7月4日 免許証交付日 平成28年7月4日 （平成33年7月3日まで有効） 搭乗者 男性 32歳 |
| 死傷者等 | 重傷 1人（搭乗者） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、遊走する目的で、3人乗りの浮体（以下「本件浮体」という。）の左右より一段高くなった中央部の座席（以下「本件座席」という。）にまたがった搭乗者1人に本件座席の前側にある左右の握り手（以下「本件握り手」という。）を両手で掴ませ、本件浮体を長さ約18mのロープを使用してえい航し、藤崎南西方の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発した。（図1参照） |



図1 本件浮体えい航状況（イメージ）

搭乗者は、平成30年7月22日13時15分ごろ、船長が、発進後、速力を上げて約40～50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北東進中、本件浮体が動揺し、右手が離れて落水した。

船長は、本件浮体の様子を確認する目的で、後方を振り向いた際、本件浮体から搭乗者が落水したことを知った。

本船は、船長が、反転して救助に向かい、搭乗者を本船後部座席に腰を掛けさせ、本件浮体をえい航して本件砂浜に戻った。

搭乗者は、脇腹に痛みを感じたので、知人が行った119番通報により来援した救急車で小豆島町所在の病院に搬送され、左第8肋骨骨折と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

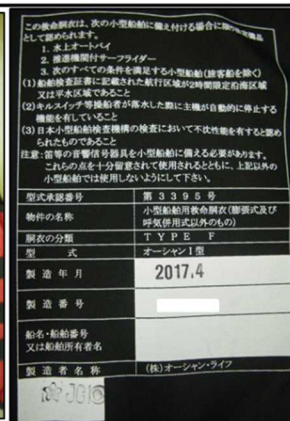
船長及び搭乗者は、知人8人と共にレクリエーションの目的で、本件砂浜に集まり、バーベキューを楽しむ間に、本船で遊走していた。

搭乗者は、浮体搭乗前にビール小瓶1本を飲んでいたが、酒には強いので酔いはないと思っていた。

船長及び搭乗者は、速乾性の長袖シャツに膝までの遊泳用水着及びベスト型救命胴衣を着用していた。（写真1参照）



船長が着用していた救命胴衣



搭乗者が着用していた救命胴衣

写真1 船長及び搭乗者が着用していた救命胴衣

搭乗者は、救命胴衣のベルトの締付けが緩く、落水の際に救命胴衣が着崩れて海面に打った感じがしたが、落水時の状況については、はっきりと覚えていなかった。

搭乗者は、足を伸ばす型の浮体に複数人で搭乗した経験及び本件浮体に3人で搭乗した経験は幾度かあったものの、本件座席に1人で乗るのは初めてで、不安定さを感じていた。

船長は、えい航速力が、約40～50km/hの速力になれば、本件浮体が本船の航走波で飛び跳ねて不意な傾斜が発生し、搭乗者が落水し易くなることを本事故後、実況見分で知った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
なし

本船は、藤崎南西方沖において、搭乗者1人が搭乗した本件浮体をえい航中、船長が、発進後増速し、約40～50km/hの速力で遊走したことから、本件浮体が不意に傾斜して搭乗者が本件座席から落水し、搭乗者が負傷したものと考えられる。

本件浮体は、複数搭乗の浮体の中央の座席に搭乗者1人が腰を掛けたことにより、重心が高くなり傾斜し易い状況であったものと考えられる。

| | |
|---------------------|---|
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、藤崎南西方沖において、搭乗者1人が搭乗した本件浮体をえい航中、船長が、発進後増速し、約40～50km/hの速力で遊走したため、本件浮体が不意に傾斜して搭乗者が本件座席から落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、高速で遊走すると浮体の搭乗者が自らの力では体を支えられなくなることに留意し、適切な速力でえい航することが望ましい。 ・ 救命胴衣は、着崩れしないよう、しっかり体に密着するように装着すること。 ・ 飲酒した場合、浮体であっても搭乗しないことが望ましい。 ・ 事故が発生した場合、海上保安庁に通報すること。 |

付図1 事故発生経過概略図

